

住所を変更された方へ

転居、改姓等により、**住民票の住所・氏名を変更された方**は、来年度から納税通知書の送付先を変更しますので、住所変更の届出をしてください。

◆パソコン・スマートフォンから申請

①「広島県 自動車税種別割住所変更届（電子申請）」にアクセス



②納税通知書に記載してある「県税事務所」を選択

③既に利用者登録がお済みの方は利用者ID及びパスワードを入力

利用者登録がお済みでない方は利用者登録せずに申し込む方はこちらまたは利用登録される方はこちらを選択

④説明事項等をよくお読みいただき、同意するを選択

⑤連絡先メールアドレスを入力し、完了するを選択

⑥連絡先メールアドレスにメールが送信されますので、メール内のURLにアクセスし必要事項を入力し、確認へ進むを選択

⑦申込確認画面で入力内容を確認後、申込むを選択し手続き完了

◆郵送による申請

次の「自動車税種別割 住所変更届」に必要事項を記入し切り取って、納税通知書に記載の県税事務所へ送付してください。右ページ上の**※注意事項**をお読みください。

自動車税種別割 住所変更届（軽自動車・二輪を除く）

登録番号	広島 福山	かな
旧住所		
新住所	〒 —	
ふりがな		
納税義務者氏名	※改姓された場合の旧姓（ ）	
電話番号	（ ） — 平日の昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。	

※ 納税通知書に記載の県税事務所へ送付してください。

切り取ってお使いください

※注意事項

- 左ページの「自動車税種別割 住所変更届」は**来年度からの納税通知書**の送付先を変更するためのものです。自動車の登録自体を変更するものではありませんので、**速やかに運輸支局または自動車検査登録事務所で登録変更の手続きを行ってください。**
- この届では、**納税義務者を変更することはできません。**
- 法人に関する変更については、別途手続きが必要となりますので、県税事務所までお問い合わせください。
- 軽自動車、二輪車は、軽自動車税種別割（市町村の税金）の対象であり、この届による住所変更等はできません。
- この届によって得られる個人情報、県税に関すること以外に使用することはありません。

自動車税種別割のグリーン化税制について

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図るため、自動車税種別割の特例措置が講じられています。

環境への影響が小さい自動車は、税率が低くなります

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新車新規登録された自動車、次の基準に該当する場合は、**今年度のみ自動車税種別割が軽減されます。**

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車	令和2年度燃費基準+30%達成	概ね 75%軽減
平成30年排出ガス基準50%低減車または平成17年排出ガス基準75%低減車で次の燃費基準を満たした自動車	令和2年度燃費基準+10%達成	概ね 50%軽減

環境への影響が大きい自動車は、税率が高くなります

次の年限を経過した場合、その翌年度から税率が高くなります。

新車新規登録から13年経過したガソリン・LPG車 …平成19年3月31日までに新車新規登録された自動車	概ね
新車新規登録から11年経過したディーゼル車 …平成21年3月31日までに新車新規登録された自動車	15%重課※

※ トラック・バス・特種用途車（キャンピング車を除く）については、概ね10%重課となります。

「グリーン化税制」の対象となる自動車には、同封の「納税通知書兼領収証書」の合計金額欄の上側に「概ね〇%軽減」もしくは「概ね〇%重課」と記載しています。詳しいことは、県税事務所へお問い合わせください。

（裏面もご覧ください）

自動車税種別割 Q & A

下取りなどで車を譲渡したり、廃車した自動車の納税通知書が届いたのですが、
どうして？

運輸支局または自動車検査登録事務所で移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）を3月31日までに済まされていますか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の登録名義人である所有者（所有権留保車については使用者）に1年分がかかります。代理人（自動車販売業者など）にこれらの登録手続きを依頼した方は、代理人に手続きを行ったかどうか確認してください。

4月1日以降に移転登録（名義変更）している場合は、翌年度から新しい所有者に自動車税種別割がかかります。

4月1日以降に抹消登録している場合は、抹消登録された月までの月割で自動車税種別割がかかります。すでに1年分の自動車税種別割を納めている場合は還付されます。

納税証明書を紛失したのですが、車検は受けられますか？

納税証明書が無くても、自動車税種別割を納めていれば、車検を受けることができます。

これは、国土交通省（運輸支局等）と広島県のシステム連携により、自動車税種別割の納税確認が電子化され、車検を受ける際に必要となる納税証明書の提示が省略できるためです。ただし、納付後すぐに車検を受ける場合は、提示が必要となります。

グリーン化税制で自動車税種別割が安くなると聞いていたのに、去年だけ安く
て、今年から普通の税額に戻っているのですが、どうして？

グリーン化税制により、軽減税率が適用されるのは、新車新規登録した翌年度のみです。

よくある質問を広島県ホームページ「自動車税種別割 Q & A」に掲載しています。
納税通知書が届く5月～6月にかけては、電話が大変込み合いますので、ぜひ
ご利用ください。

▶ 検索サイトから	▶ QRコードから
広島県 自動車税種別割 Q & A	検索
	

自動車税種別割の税率が引き下げられました

- 税制改正により「自動車税」の名称が「自動車税種別割」に変わりました。
- 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「**自家用乗用車**」については、恒久的に自動車税種別割の税額が引き下げられました。
- 令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車については、旧税率が適用されます。

総排気量	旧税率	引下げ後の税率
1.0ℓ以下	29,500円	25,000円
1.0ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	30,500円
1.5ℓ超 2.0ℓ以下	39,500円	<u>36,000円</u>
2.0ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	43,500円
2.5ℓ超 3.0ℓ以下	51,000円	50,000円
3.0ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	57,000円
3.5ℓ超 4.0ℓ以下	66,500円	65,500円
4.0ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	75,500円
4.5ℓ超 6.0ℓ以下	88,000円	87,000円
6.0ℓ超	111,000円	110,000円

自動車税種別割の納期限は令和2年6月1日（月）です。
必ず納期限までに納税しましょう。

国の「サポカー補助金」のお知らせ

担当：県民活動課
082-513-2723

- 65歳以上の運転者を対象に、
 - ①「対歩行者衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違え急発進抑制装置」を搭載する車
 - ②「後付けのペダル踏み間違え急発進抑制装置」の購入を補助します。
- 申請手続き等については補助事業執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページに掲載されています。（問い合わせ先 TEL：03-3527-9617 / 03-3527-9618）

区分		補助額	対歩行者衝突被害軽減ブレーキのみ搭載	
①サポカー購入補助	新車	普通車	10万円	6万円
		軽自動車	7万円	3万円
	中古車	4万円	2万円	
②後付けのペダル踏み間違え急発進抑制装置の購入補助	障害物検知機能付き	4万円	—	
	—	2万円	—	

詳しくはこちら↓

▶ QRコード

